

船橋市まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が主催する集会に市職員、市又は教育委員会が指定した指定管理者、その他これに類する者（以下「職員等」という。）を講師として派遣し、市政の説明、市が取り組む事業の説明、専門知識を活かした実習等を行うことにより、市民の市政に関する理解を深めるとともにまちづくりに対する意識啓発を図り、市民の学習活動を活発にすることにより、生涯学習の推進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本事業の名称は、まちづくり出前講座（以下「講座」という。）とする。

(対象)

第3条 講座の利用を申請することができるものは、原則として市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第4条 講座の内容は、市の事務に関するものとし、生涯学習推進本部長が別に定める。

(開催日時及び開催場所)

第5条 講座の開催日時は、1講座につき毎日午前9時から午後9時までの間の連続した2時間以内とする。ただし、12月28日から翌年の1月4日までの日を除くものとする。

2 講座の開催場所は、市内に限るものとし、講座を申請する団体の責任においてこれを確保するものとする。

(利用の申請)

第6条 講座の利用を申請する団体の代表者（以下「申請者」という。）は、原則として実施を希望する日の1月前までにまちづくり出前講座利用申請書（第1号様式）を生涯学習推進本部長に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請)

第6条の2 前条の申請は、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を利用して行うことができる。

2 前項の申請に関して必要な事項は、生涯学習推進本部長が別に定める。

(決定)

第7条 生涯学習推進本部長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、実施の可否を決定し、まちづくり出前講座実施可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 生涯学習推進本部長は、前項の実施の決定をする場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(変更又は取りやめの届出)

第8条 前条の規定により講座実施の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申請事項を変更するとき又は講座の実施を取りやめるときは、速やかに生涯学習推進本部長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実施の制限)

第9条 生涯学習推進本部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき。
- (3) 専ら批判や苦情、個別相談等を目的とした集会であるとき。
- (4) その他本事業の目的に反し、その実施が適当でないとき。

2 前項の規定は、実施決定後においても適用するものとし、当該決定を取り消し、又は既に講座を実施しているときは、これを中止することができるものとする。

(費用)

第10条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、教材費又は材料費を要するときは、その実費を申請者が負担するものとし、会場の使用料についても同様とする。

(報告)

第11条 講師を務めた職員等は、講座終了後速やかにまちづくり出前講座実施報告書(様式第3号)により生涯学習推進本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 講座の庶務は、教育委員会生涯学習部社会教育課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、生涯学習推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の船橋市まちづくり出前講座実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定による利用の可否の決定その他改正後の要綱の施行に関し必要な準備行為は、令和7年4月1日前においても行うことができる。

第 1 号様式

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部
本部長 あて

団体名
(〒 —)
住 所
代表者 氏 名
電話番号
担当者 氏 名
電話番号

まちづくり出前講座利用申請書

下記のとおりまちづくり出前講座を実施したいので、船橋市まちづくり出前講座実施要綱第 6 条の規定により申し込みます。

記

講 座 名		No,			
日 時	第 1 希望	年 月 日 ()		時 分	時 分
	第 2 希望	年 月 日 ()		時 分	時 分
	第 3 希望	年 月 日 ()		時 分	時 分
場 所		名 称			
		住 所			
参加人数					
集会の名称 及び開催目的		名 称			
		目 的			
備 考					

※この申請書に記載された内容は、実施の可否の決定及び実施が決定された場合の実施に関する打合せの際に使用いたしますので、住所、氏名、電話番号を含め、講座担当課に提供する他、講師として派遣される市又は教育委員会により指定された指定管理者やその他これに類する者に提供する場合がございます。

第 号
年 月 日

様

船橋市生涯学習推進本部
本部長

まちづくり出前講座実施可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったまちづくり出前講座については、下記のとおり決定したので、船橋市まちづくり出前講座実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 実施する。

講座名		
開催日時		
場 所		
講 師	所 属	
	職・氏名	
実施条件		

2 実施しない。
(理由)

第 3 号様式

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部
本部長 あて

所 属
所属長

まちづくり出前講座実施報告書

下記のとおりまちづくり出前講座を実施したので、船橋市まちづくり出前講座実施要
綱第 1 1 条の規定により、その結果を報告します。

記

講 座 名	
開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
派遣職員	
場 所	
受講団体	
参加人数	
実施状況	